

袋井市議会議長交際費のホームページ公開方針

(目 的)

第1 この方針は、議長交際費（以下「交際費」という。）のホームページ公開に関し必要な事項を定め、もって議会運営の一層の透明性を図り、市民の議会に対する理解と信頼を深めることを目的とする。

(公開事項)

第2 議長交際費は、次に掲げる事項について、月単位で執行状況を公開するものとする。ただし、袋井市情報公開条例（平成17年袋井市条例第15号）第7条の規定に基づく非公開部分は除くものとする。

- (1) 支出年月日
- (2) 支出区分
- (3) 支出金額
- (4) 支出内容

(支出区分)

第3 前記の支出区分は、袋井市議会議長交際費の支出に関する基準（平成21年1月15日施行）に定めるとおりとする。

(公開時期)

- 第4 (1) 交際費の公開は、毎月20日までに前月分をまとめて行うものとする。
(2) ホームページ上で公開する議長交際費は2年度分（現年度+前年度）とする。

(その他)

第5 この公開方針に定めるもののほか必要な事項は議長が別に定める。

(適用期日)

第6 平成21年4月1日以降の議長交際費執行分から適用する。

(平成21年1月15日議会運営委員会です承)